

市立長浜病院職員を募集します

職 種	採用予定人員	採用予定年月日	受験資格
薬剤師	2人程度	平成30年6月1日	次のいずれにも該当する人 ○昭和57年4月2日以降に生まれた人 ○薬剤師法による薬剤師の免許を有する人(平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○当直ができる人

■試験日 随時 ■申込受付期限 4月27日(金) 当日消印有効

職 種	採用予定人員	採用予定年月日	受験資格
看護師 助産師	25人程度	平成31年4月1日	次のいずれにも該当する人 ○昭和48年4月2日以降に生まれた人 ○保健師助産師看護師法による看護師または助産師の免許を有する人 (平成31年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられ、交代勤務ができる人

■試験日 7月28日(土)、8月4日(土)、11日(土・祝) ■申込受付期限 7月13日(金) 当日消印有効

《共通事項》

■試験会場 市立長浜病院

受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「○○職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会
〈市立長浜病院事務局総務課内〉
〒526-8580 大戌亥町313
☎68-2324

平成30年度市立長浜病院 薬剤師、看護師・助産師奨学生を募集します

市立長浜病院では、将来にわたり病院に貢献いただける人材を育成するため、また、病院薬剤師をめざしている人や看護師・助産師等を養成する施設に在学している人を経済的に支援するため、奨学金制度を設けています。

奨学金は、当院において就業することを前提に貸与するものです。ご希望の場合は、下記までお申し込みください。

薬剤師奨学生

【対 象】 薬剤師を養成する学校に在学する最終学年の人

【金 額】 月額100,000円

【定 員】 1人

【貸与期間】 平成30年4月分から平成31年3月分までの1年間

看護師・助産師奨学生

【対 象】 看護師・助産師養成校(看護学校、大学等)に在学する2年生以上の学生(最終学年を除く)
卒業時点で40歳を超えない人

【金 額】 月額50,000円

【定 員】 10人

【貸与期間】 平成30年4月分から正規の修業期を修了するまで

《共通事項》

【選考方法】 作文、面接試験および書類審査

【申 込 み】 5月25日(金)までに郵送(消印有効)または直接下記まで。

※申請書類は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ・申込先

市立長浜病院事務局総務課
〒526-8580 大戌亥町313
☎68-2324

固定資産の評価替えを実施します

国 税 務 課 (☎ 5 1 6 5 2 3)

平成30年度固定資産税の見直し

今年度は、固定資産(土地・家屋)の評価替えの年です。

評価替えとは、3年に一度、資産価格の変動に対応し、評価額をバランスのとれた適正な価格に見直す作業のことです。

見直した評価額をもとに固定資産税(都市計画税を含む)を算定し、5月に納税通知書と課税明細書を送付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただくか、担当課までお問い合わせください。

固定資産税とは

土地・家屋・償却資産(業務用の機械・備品など)を固定資産といえます。「固定資産税」は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者にかかる税金です。市税収入のおよそ半分(約80億円)を占める大切な財源です。

土地の評価替え

土地の評価替えでは、宅地等の評価額を見直しました。例えば宅地については、商業地や住宅地などの利用状況に応じて区分していた区域を見直し、新しく選定した標準宅地の不動産鑑定などを行いました。

宅地を評価する際には、「路線価」という道路ごとに付けた価格を利用しています。路線価とは、路線に隣接する宅地の1㎡当たりの価格のことです。

今回の評価替えでは、より適正な土地の評価を行うために、主に次の2点を見直しました。

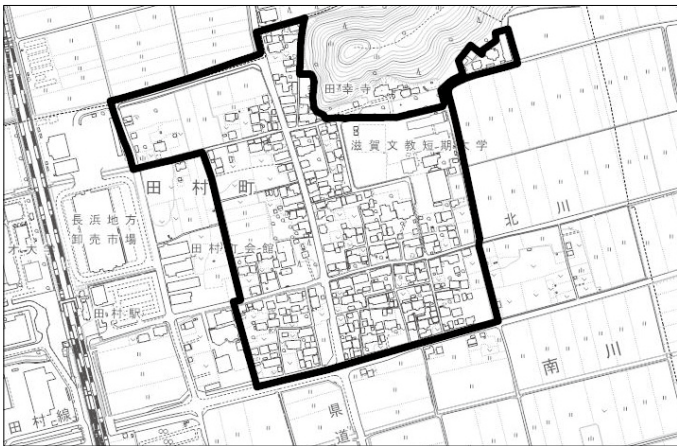
① 建築基準法に適合しない道路の路線価を減額

市街化区域(市街地を形成している区域など)以外の道路の調査を行い、建築基準法に適合しない幅員の狭い道路を確認しました。これらの道路に隣接する宅地は建築制限を受けることから、路線価を減額しました。

なお、市街化区域内の建築基準法に適合しない道路は、すでに平成27年度の評価替えで路線価を減額しています。

② 都市計画区域の見直し

都市計画区域の見直しにより田村町の一部地域が市街化区域に編入され(下図)、虎姫地域とびわ地域では市街化区域と市街化調整区域の区分けがなくなりしました。そのため、これらの地域では宅地や雑種地の評価方法の見直しを行いました。



▲市街化区域に編入された田村町の一部

家屋の評価替え

家屋の評価替えでは、その家屋と同じものを新築するとした場合の建築費(再建築価格)を計算し、その額に経過年数に応じて古くなった分の補正率をかけて減額します。

今回の評価替えでは、平成28年7月の建築資材の価格をもとに算定された国の基準により、評価額の見直しを行いました。

国の基準は、建築物価が上昇傾向にあったことが加味され、前回基準より5%程度引き上げられています。このため、再建築価格に補正率をかけて減額しても、見直し前の評価額を上回った場合はそのまま評価額が据え置かれ、下がらないことがあります。

「固定資産評価額の縦覧」と「路線価図の公開」を行っています

固定資産評価額の縦覧

すべての土地・家屋の評価額を公開しています。固定資産税の納税者は、ご自身の土地・家屋の評価額と、他の土地・家屋の評価額を比較することができます。

【と き】 4月2日(月)～5月31日(木)

平日8時30分～17時15分

※木曜日のみ19時まで

【こ こ】 税務課、北部振興局福祉生活課

【持ち物】 本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)

路線価図の公開

宅地評価の基礎となる標準宅地の位置と、標準宅地の鑑定評価額をもとに、それぞれの道路に付けられた路線価を公開しています。

いつでも閲覧できますので、担当課までお申し出ください。

